

金融機能の再生のための緊急措置に
関する法律第13条に基づく報告書

平成13年4月27日

朝銀福井信用組合

金融整理管財人

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	1
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II 業務及び財産の状況について	2
1. 与信業務	2
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	3
(1) 投資有価証券	3
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	4
III 事業譲渡等の見込みについて	5
1. 基本方針	5
(1) 早期譲渡	5
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3) 経費の削減	5
(4) 地域金融機能の維持	5
(5) 内部管理体制の整備	5
(6) 責任追及体制の確立	5
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成12年12月29日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第1号に基づく、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融再生委員会より受けました。金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月29日に選任されてから直ちに開始いたしました。時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和38年8月2日、福井県内の在日朝鮮民主主義人民共和国関係者等の企業活動と生活の向上を目的として設立されました。営業地域については福井県下一円とし、福井市にある本店の1店舗で営業いたしております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として組合員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル崩壊以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である遊戯業（パチンコ店）、不動産業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

また、内部牽制機能の形骸化から協同組合による金融事業に関する法律（以下「協金法」という）第6条で準用する銀行法第13条に反する同一人に対する信用の供与等の限度額を大幅に超える貸出が行われた結果、特に大口の貸出が不良債権化したことを主因に、平成11年3月期決算において大幅な債務超過になりました。（組合員勘定▲912百万円、要償却・引当額1,725百万円、債務超過額▲912百万円）

こうした状況の中であって、当組合では自主再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

融資審査内容について、不明・不十分な点が見られます。たとえば、資金用途の内容が明らかにされていない場合が見られたり、借入申込人および連帯保証人の資産内容および業績について十分な調査をせず、借入金返済能力についての十分な検討がないことがあげられます。また貸付の管理についても、貸付実行時の資金用途確認がなされていないことや、延滞となった後の債務者本人および連帯保証人に対する返済督促、請求についても不十分であったこと等、金融機関と

して本来なされるべき対応が不十分で杜撰かつ任務懈怠の対応である点は否めません。この点が破綻にいたった原因と考えられます。

さらにもっとも問題なのは、債権大口化の抑制ができなかったことがあげられます。

一組合員に対する与信限度は、「中小企業協同組合法第九条の八、第四項」および「協同組合による金融事業に関する法律第六条」等に定められており、この違反については、それぞれの法律に罰則も定められています。しかしながら、少なくとも関係人名義による貸出等の方法で限度規制を潜脱する方法が一般化しており、いたずらに、不良債権を増大化させてきた点も見逃さずにはおれません。

朝銀福井信組は、同胞および同胞企業に対する支援のためとしていますが、同胞組合員および同胞預金者の預金保全、預金保護という金融機関の最大の使命を守るという認識を欠き、上記の金融機関の法定貸付限度規制を逸脱し、信用組合の経営を悪化させてしまったものであります。

その他優良取引先確保の努力にも限界が見られ、貸出についての合理的な経営施策ができなかったことが主な原因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信組は、平成11年3月決算において自己査定に基づく償却・引当を実施した結果、大幅な債務超過に陥りました。又平成11年7月に実施された福井県による検査の結果、第Ⅲ分類366百万円、第Ⅳ分類250百万円の追加引当が必要となることが判明、その後償還された金額を控除した506百万円を12年3月決算において引当計上いたしました。

この結果、自己資本比率は11年3月末の▲8.84%から12年3月末▲18.83%に低下いたしました。

(2) 自己資本回復の断念

当組合の11年3月末現在の出資金総額が113百万円という規模であることを勘案すると、短期間で自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることはきわめて困難であります。また当組合の11年3月期の当期損失は1,604百万円であり、この利益水準で債務超過を解消することは極めて困難と考えられることから、自力再建を断念するに至りました。

この様な状況を踏まえ、信認を回復することは著しく困難であり、預金等の払戻しを停止するおそれがあるとの判断に基づき、平成11年5月14日、金融再生法第68条第1項に基づく申出を行うにいたしました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である福井市の遊戯業、不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出金残高推移>店舗数：1店

(単位百万円、%)

	9年3月期		10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (H12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	12,217	100	12,458	100	12,314	100	9,356	100	49,091	100
※中小企業	10,114	82.8	10,381	83.4	10,494	85.3	7,898	84.5	35,525	72.4
※個人	2,103	17.2	2,077	16.6	1,820	14.7	1,458	15.5	13,143	26.8
※その他	0	0	0	0	0	0	0	0	423	0.8

※「その他」には、地方公共団体が含まれます。

2. 預金業務

当組合の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移>店舗数：1店

(単位百万円、%)

	9年3月期		10年3月期		11年3月期		12年3月期		業界平均 (H12年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	14,755	100	14,991	100	14,652	100	6,914	100	69,315	100
※個人預金	9,695	65.7	9,612	64.1	9,735	66.4	6,341	91.7	54,554	78.7
※法人預金	1,318	8.9	2,267	15.1	2,333	15.9	421	6.1	12,001	17.3
※その他	3,742	25.4	3,112	20.8	2,584	17.7	152	2.2	2,760	4.0

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれます。

3. 投資等業務

(1)投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、金融整理管財人就任後、新規購入はいたしておりません。尚、現在保有している国債については、債券相場の推移を見ながら事業譲渡日までに売却する予定であります。

<投資有価証券残高推移>

(単位百万円)

	平成 10 年 3 月末	平成 11 年 3 月末	平成 12 年 3 月末	平成 12 年 3 月末の 評価損益
投資有価証券	31	39	40	2
国債・地方債	30	38	39	2
社債	—	—	—	—
株式	1	1	1	—
その他	—	—	—	—
貸付有価証券	—	—	—	—

(2)商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	取得価格	簿価 償却後
専業用 不動産	4	167	128	▲39	4	409	160
所 有 不動産	2	60	23	▲37	1	17	17

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成 11 年 3 月期		平成 12 年 3 月期		業界平均 (H12 年 3 月)	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先 債 権	140	1.1%	134	1.4%	1,381	2.8%
延 滞 債 権	1,691	13.7%	2,780	29.7%	2,965	6.0%
3ヵ月以上延 滞債権	10	0.1%	159	1.7%	401	0.8%
貸出条件緩 和債権	18	0.1%	17	0.2%	2,328	4.7%
合 計	1,859	15.1%	3,090	33.0%	7,075	14.4%

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		業界平均 (H12年3月期)	
	債権 残高	債権の 占める割合	債権 残高	債権の占め る割合
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2,642	26.0%	3,116	6.0%
危険債権	292	2.9%	2,998	5.8%
要管理債権	159	1.6%	2,170	4.2%
正常債権	7,045	69.5%	43,363	84.0%
合計	10,138	100.0%	51,647	100.0%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

金融再生法第18条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡先については、去る平成11年9月27日朝銀中部信用組合と事業譲渡契約を締結していますが、まずは当組合が管理を命ずる処分を受けるに至るまでの間の業務運営の状況を踏まえ、金融整理管財人の下、適切な業務運営と経営責任の明確化等に万全を期してまいりたいと考えております。